

ゴルフ場利用税の存続・堅持 自動車取得税の代替となる自主財源の確保

【担当省庁】 総務省

国にお願いすること

(1) ゴルフ場利用税の存続・堅持

ゴルフ場利用税は、税収の7割をゴルフ場が所在する市町村に交付しており、ゴルフ場関連の道路の整備改良、廃棄物処理、防災対策、環境対策など、所在市町村特有の行政需要に対応するための財源となっているため、その削減は当該市町村の財政運営に多大な影響を与えることから、存続・堅持されたい。

(2) 自動車取得税の代替となる自主財源の確保

自動車取得税は、消費税・地方消費税率10%への引上げ時に廃止し、その代替として自動車税及び軽自動車税に環境性能割を導入することとされたが、車体課税に関する制度全般にわたり、地方の自主財源に影響を与えないよう、必要な措置を講じられたい。

現状と課題

ゴルフ場利用税

- 奈良県では、ゴルフ場利用税の税収(H29 859百万円)のうち606百万円を8市3町2村に交付しており、ゴルフ場所在市町村特有の行政需要に対応するための財源となっている。

＜ゴルフ場利用税交付金の割合が高い市町村＞

	地方税 (A)	ゴルフ場利用税 交付金(B)	(B)／(A)
山添村	461	60	13.1%
吉野町	719	29	4.0%
大淀町	1,878	54	2.9%
宇陀市	2,737	62	2.3%

特に、山添村は割合が高く、**全国第3位**

その他

吉野町 30位
大淀町 51位
宇陀市 71位

※平成28年度市町村別決算状況調(総務省)より算出(単位:百万円)

ゴルフ場利用税は、平成30年度与党税制改正大綱において、今後長期的に検討するとされたが、本県では、特に財源の乏しい町村の貴重な財源となっていることから、現行制度を存続・堅持されたい。

自動車取得税

- 自動車取得税は、偏在性が少なく、本県にとって、地方行政を推進する上で貴重な自主財源となっている。
- また、市町村にとっても、税収の約7割が県から交付される貴重な財源となっている。
- 平成27年度以降、エコカー減税見直し等の影響により、税収は自動車取得税率引下げがあった平成26年度前と同程度の水準になっている。

<本県の自動車取得税の税収状況(H24~H29)>

(単位:百万円)

	税収 (交付金交付前)	税収 (交付金交付後)	自動車取得税 交付金
平成29年度	1,797	603	1,194
平成28年度	1,337	456	881
平成27年度	1,262	412	850
平成26年度	723	257	466
平成25年度	1,666	556	1,110
平成24年度	1,891	621	1,270

○ 自動車取得税廃止に伴う地方税収への影響

自動車取得税廃止	▲1,075億円
環境性能割導入	+ 891億円(自動車税+744億円、軽自動車税+147億円)
合計	▲ 184億円

※参考資料:平成28年度地方税に関する参考計数資料
「税制改正による増減収見込額(平成28年度)」
(総務省)

自動車取得税は、消費税率8%への引上げ時に、税率引下げが先行実施され、さらに、消費税率10%時点で廃止し、自動車税及び軽自動車税に環境性能割を導入することとされた。

しかし、環境性能割を導入しても税収減は避けられず、さらに、消費税率10%引き上げ時に景気対策のための自動車の減税拡大等を行えば、減収幅が一段と拡大する恐れがあることから、地方の自主財源に影響を与えないよう、車体課税の見直しをはじめ必要な財源措置を講じられたい。